

高槻市キャンプリーダーに関する要綱

高槻市

高槻市キャンプリーダーに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市が設置する青少年ボランティア「高槻市キャンプリーダー(以下「リーダー」という。)」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(リーダーの育成)

第2条 高槻市は、次代の担い手となる人材を育成するため、青少年課が所管する青少年の健全育成に資する事業を通じて、リーダーとして必要な理論や技術を習得する機会を提供するとともに、社会の一員として成長を促すための活動の機会を提供する。

(リーダーの活動内容)

第3条 リーダーの活動の場は、次に掲げるものとし、リーダーはこれらに必要な理論や技術の習得のために、高槻市が開催する研修に参加するものとする。

- (1) 高槻市立摂津峡青少年キャンプ場における利用者対応、環境整備及び利用促進に関すること
- (2) 高槻市が主催する自然体験活動等における事業運営補助及び参加者への支援
- (3) 高槻市二十歳のつどい実施に係る企画・立案補助及び運営補助
- (4) その他、青少年課が活動の場として認めたもの

(登録者の要件)

第4条 リーダーとして登録のできる者は、満18歳から29歳(高校生を除く)の者で、第3条に規定する活動に、積極的に参加することができる者とする。

(登録の申請)

第5条 登録については、キャンプリーダー登録申請書(様式第1号)を高槻市に提出しなければならない。

2 登録を更新する者は、キャンプリーダー継続登録申請書(様式第2号)を高槻市に提出しなければならない。

(登録申請の期間)

第6条 登録申請することのできる期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 新たに登録する者は、前年度の3月1日から当該年度の5月31日までとする。
- (2) 登録を更新する者は、第9条に規定する期間満了の日までとする。

2 前項に定める期間外における登録申請の受理については、その都度高槻市が判断する。

(登録の可否)

第7条 高槻市は、様式第1号により申請があったときは、速やかに提出物等を審査し、登録の可否を決定する。

(登録決定の通知)

第8条 高槻市は、新規の登録決定者に対し、登録通知書(様式第3号)により通知する。

(登録の期間)

第9条 登録の有効期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学生の者は、学業を修了する年度の末日までとする。
- (2) 社会人の者は、登録を承認した年度から起算して、3年度を経過する年度の末日までとする。
- (3) 満30歳に達する者については、当該年度の末日までとする。
(登録の取消し)

第10条 高槻市は、リーダーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 第4条の登録要件に該当しなくなったとき
- (2) 本人から活動辞退届(様式第4号)により届出があり、これを高槻市が受理したとき
- (3) リーダーの信用や品位を傷つける行為を行ったとき
(キャンプリーダー活動証明書)

第11条 高槻市は、リーダーが、高槻市キャンプリーダー活動証明書発行申請書(様式第5号)を提出したときは、高槻市キャンプリーダー活動証明書(様式第6号)を交付することができる。

(謝礼金の支払)

第12条 高槻市は、第3条に規定する活動に携わった者に対して、補助指導謝礼を支払うことができる。

(保険への加入)

第13条 高槻市は、リーダーに対して、ボランティア活動保険に加入することにより、当該活動中に発生した事故やケガを補償する。

(リーダー活動の運営)

第14条 リーダーの登録及び活動等に係る事務は、青少年課が行う。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども未来部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。
- 2 高槻市キャンプリーダーに関する要綱(平成19年4月1日)は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の本則に掲げる要綱の規定により提出されている申請書等は、改正後の本則に掲げる要綱の規定により提出された申請書等とみなす。

高槻市キャンプリーダー登録申請書

（宛先）高槻市

次のとおり高槻市キャンプリーダーの登録を申請します。

ふりがな		写真 申し込み前、6カ月以内に撮影した脱帽・上半身正面向きのもので本人と確認できるもの
申請者氏名	(男 ・ 女)	
生年月日	年 月 日 (歳)	
ふりがな	※保護者の方の自書	
保護者氏名 ※未成年の方のみ	(続柄 :)	
〒	— (自宅 ・ 下宿)	
現住所	携帯番号 :	電話番号 :
	E-mail :	
	○交通手段 (最寄の駅もしくはバス停 :	()
	・高槻市役所 (所要時間) :	(時間 分)
	・摂津峡青少年キャンプ場 (所要時間) :	(時間 分)
・富田青少年交流センター (所要時間) :	(時間 分)	
緊急連絡先 (下宿の方は 帰省先)	住所 : 氏名 : (続柄 :) 携帯番号 :	電話番号 :
学校名	学校名 : (学部及び学科/専攻等) 学年 :	
勤務先名	勤務先名 : 勤続年数 :	
趣味・特技		
野外活動経験	なし ・ あり (団体名等 :	活動年数 :)
健康について	血液型 型 アレルギー症状 (ある・なし) ※症状 : ※どんな時に : 既往症 : その他 :	
○募集を何で知りましたか		
○志望動機		
承認年月日	令和 年 月 日	登録番号

ご提出いただきました個人情報につきましては、事業運営上必要な事務のみに使用し、他の用途には使用いたしません。

高槻市キャンプリーダー継続登録申請書

（宛先）高槻市

次のとおり高槻市キャンプリーダーの継続登録を申請します。

申請者住所	〒 ー		
	TEL		
	e-mail		
申請者氏名	フリガナ		
生年月日	年	月	日（ 歳）
緊急連絡先	住所：		
	氏名：	（続柄： ）	
	携帯番号：	電話番号：	
資格・特技等			
今後、リーダーとしてやりたいことや挑戦したいこと			
承認年月日	令和 年 月 日	登録番号	

ご提出いただきました個人情報につきましては、事業運営上必要な事務のみに使用し、他の用途には使用いたしません。

令和 第 年 月 日

高槻市キャンプリーダー登録通知書

住所

氏名 様

高槻市

高槻市キャンプリーダーとして、下記のとおり登録しましたので、ここに通知します。

記

1 高槻市キャンプリーダーの役割

リーダーの活動の場は、次に掲げるものとし、これに必要な理論や技術の習得のために高槻市が開催する研修に参加するものとする。

- (1) 高槻市立摂津峡青少年キャンプ場運営事業（利用者対応・環境整備・利用促進）
- (2) 高槻市が主催する自然体験活動等（事業運営補助・参加者支援）
- (3) 高槻市二十歳のつどい事業（企画・立案補助及び運営補助）
- (4) その他、青少年課が活動の場として認めた事業

2 登録内容等

登録承認年月日	令和 年 月 日
登録番号	
登録期限	令和 年 月 日 まで

高槻市キャンプリーダー活動辞退届

（宛先）高槻市

申請者住所	〒 —		
	TEL e-mail		
申請者氏名	フリガナ		
生年月日	年	月	日（ 歳）
辞退理由			
承認年月日	令和 年 月 日	登録番号	

ご提出いただきました個人情報につきましては、事業運営上必要な事務のみに使用し、他の用途には使用いたしません。

様式第 5 号（第 11 条関係）

高槻市キャンプリーダー活動証明書発行申請書

（宛先）高槻市

次のとおり高槻市キャンプリーダー活動証明書の発行を申請します。

申請年月日	令和	年	月	日		
申請者住所	〒		—		TEL	e-mail
申請者氏名	フリガナ					
生年月日		年	月	日	活動証明書	通
使用目的						
証明書の提出先						
受付年月日	令和	年	月	日	登録番号	

高槻市キャンプリーダー活動証明書

住所	〒 ー		
氏名		生年月日	年 月 日

登録番号		登録承認 年月日	令和 年 月 日
キャンプリーダー活動内容			活動期間
1 高槻市立摂津峡青少年キャンプ場運営事業 (利用者対応、環境整備及び利用促進)			
2 高槻市が主催する自然体験活動等 (事業運営補助・参加者支援)			
3 高槻市二十歳のつどい事業 (企画・立案補助及び運営補助)			
4 その他()			

上記のとおり、高槻市キャンプリーダー活動に携わったことを証明します。

令和 年 月 日

高槻市